

平成26年 第7回

教育委員会定例会会議録

平成26年7月9日

中央区教育委員会

平成26年第7回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成26年7月9日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 松川昭義
委 員 鈴木ゆか
委 員 竹田圭吾
委 員 窪木登志子
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 坂田直昭
庶務課長 林 秀哉
副 参 事 斎藤公一
学務課長 伊藤孝志
指導室長 佐藤 太
副 参 事 吉野達雄
統括指導主事 宮崎宏明
図書文化財課長 俣野修一

説明のために出席した区長部局職員

子育て支援課長 山崎健順

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 藤掛和幸
庶務係員 原田千恵

開 議 午後2時00分松川委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 松川昭義
委 員 鈴木ゆか

日程第1 議案第26号

中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規制の制定について

日程第2 議案第27号

中央区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 報告事項

各課事業報告について

委員 長 それでは、ただいまから、平成 26 年第 7 回教育委員会定例会を開会いたします。

 初めに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は鈴木委員にお願いいたします。

鈴木委員 はい。

委員 長 なお、本日は案件の関係で、子育て支援課長に出席をお願いしております。よろしく申し上げます。

 また、本日は定例会及び勉強会終了後、明正小学校等複合施設への視察が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

 それでは、本日の日程に入ります。日程第 1、議案第 26 号、日程第 2、議案第 27 号につきましては、関連がありますので一括して議題といたします。議案をそれぞれ書記、朗読願います。

 （書記朗読）

委員 長 それでは、次長から、それぞれ提案の説明をお願いいたします。

次 長 議案第 26 号「中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規制の制定」について
 議案第 27 号「中央区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の制定」について、それぞれ提案説明。

委員 長 ただいまのそれぞれの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

窪木委員 異議はありませんが、確認させていただきます。使用規則の新旧対照表の 1 ページの第 2 条で旧の「次の各号の一に該当しないと認められるときは」を、「いずれかに該当しないと認められるときは」に改正するというので、いずれにしてもここは使用させることができるという、裁量のもとに決定できるという、結論は変わらないということで理解すれば良いのですか。

次 長 はい。そのとおりです。

委員 長 ほかに質問等ございますでしょうか。

 それでは、ご質問等ないようですので、順次お諮りいたします。

 議案第 26 号を可決することにご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

 引き続き、議案第 27 号を可決することにご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

- 次に、日程第3、報告事項のうち、(1)について報告願います。
- 次 長 「平成26年第二回区議会定例会(6月議会)一般質問(概要)について、資料1により報告。
- 委員 長 ただいまの報告について質問等ございましたら、お願いします。
- 竹田委員 概要と書いてありますけれども、どのぐらいの概要なのですか。質問と教育長の答弁は、オリジナルのものとしてはどのぐらいの分量があり、どのようなニュアンスで、答弁はどのぐらい割愛されているものなのですか。
- 次 長 今回の概要は、おおむね語尾が、もう少し実際の答弁では丁寧な言葉を使っておりますが、そういったところを「である体」に直したほか、8割程度に短くしてまとめてあります。
- 竹田委員 それは答弁の言葉ですか。
- 次 長 答弁のほうでございます。
- 竹田委員 ここに入っているものが8割程度ということですか。
- 次 長 実際の答弁としてまとめさせていただいている文章量が、実際の答弁書の8割程度ということでございます。
- 竹田委員 それぞれ答弁の内容がおおむね一般論に終始しているようですが、細かい、もう少し教育委員会の中で詰めて議論した見解とか、そのような内容は述べられてないということでしょうか。
- 教育 長 一般質問につきましては、質問事項にお答えをするという意味で、各党派からの代表の質問になっております。その範囲でお答えするということになるものですので、教育委員会で特に議論を重ねていることを全てということではありません。全体の議会の時間もございますので、ある程度圧縮して、一般的なことをお答えするという形にさせていただいております。
- 委員 長 学制・教育問題についての質問で渋谷区の就学前オープンスクールに対する見解が求められていますが、この制度というのはどのようなものですか。
- 次 長 4ページの質問4の下段に 印で補足させていただいておりますが、就学前の子供たちが幼児教育から小学校教育にスムーズに移行できるように、区立の小学校4校を活用した就学前の教育活動ということでございます。まだ10月実施ということで、渋谷区のホームページなどを見ましても、詳細の確認がとれてございません。
- 鈴木委員 防災訓練に関してですが、前にも質問させていただいた記憶がありますが、今でも毎回同じような引き取り訓練を行っているのですか。多様な場面を想定した避難訓練として、必ず2学期の始業式に行っていますが、同じような感じで行っているのでしょうか。
- 指導室長 引き取り訓練に関しましては、9月の初めに行っております。実際に発達段階に応じた内容で実施しています。また、交通機関を使って通っている子

どももいますので、そのようなことを想定して地下鉄まで連れて行き、そこで帰らせる、そのような引き取り訓練も行っております。

それから、多様な避難訓練としては、例えば時間の設定を朝、学校に来たときにすぐやったり、休み時間に突然サイレンを鳴らしてから実施したり、あるいは、津波が来たということで屋上に上らせたりなど、さまざまな場面を設定して訓練を行っております。

委員 長 本の森ちゅうおうの着工を数年間見送ると答弁しているようですが、数年というのは何年くらいを考えているのですか。

図書館文化財課長 委員会等で答弁させていただいていますが、昨年、平成25年12月からおむね2年程度という年数を答えさせていただいているところでございます。

委員 長 ほかに質問等はございませんでしょうか。ないようなので、引き続き、(2)について報告を願います。

学務課長 「明正小学校・幼稚園の移転」について、資料2により報告。

委員 長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。それでは私から確認させていただきます。

明石小学校、中央小学校で一般公開を行いました。明正小学校の一般公開では受付で名札を配るなど、工夫したやり方を考えているのですか。

副 参 事 現在準備を進めておりますが、受付で名簿に名前を記載してもらうということは、かなり混雑が想定されますので厳しい状況ではないかというように考えております。従いまして、中央小学校、明石小学校と同様の方法で、見学者用のタックシールを用意し、それを胸あるいは見えるところに張り、見学をしていただくような計画を立てております。

委員 長 最近はお子さん連れの方も結構多くいらっしゃるようで、乳母車で来られる方もいると思うのですが、置き場所をしっかりと考えておく必要があると思うのですがいかがですか。

副 参 事 幸いにも、明正小学校の出入り口付近はかなり広いスペースがとれております。その辺に工夫をしまして、乳母車置き場等についても準備をしていきたいと考えております。

竹田委員 小学校は防災拠点として、一般公開の際に地域の方々にも見ていただいた方がよいと思いますが、ご案内はどの程度を想定しているのですか。

副 参 事 案内につきましては、区議会議員あるいは行政委員の皆様をはじめ、50名程度にご招待という形で発送させていただいております。それ以外にも地域の方々、防災拠点の運営委員会の関係者等についてもお知らせする予定です。中央小、明石小の時は金曜日に700名程度参加されております。土曜日につきましては1,000名を超える方が見学をされたという記録が残っておりますので、同程度の見学者数を想定しているところでございます。

そこまでスリッパの用意はできませんので、ホームページあるいはチラシなどで上履きの持参をお願いしているという状況でございます。

委員長 それでは、引き続き、(3)について報告をお願いします。

指導室長 「区立小学校の通級指導学級(言語障害・難聴)の設置」について、資料3により報告。

委員長 7月の就学相談は、どのような状況ですか。

指導室長 実際には、就学相談は6月の終わりから始まっていますが、言語障害と難聴のご相談は今のところはありません。ただいま、通級指導学級が開級されるということを周知しているところでございます。保・幼・小の連絡会でも、保育園の園長先生や幼稚園の先生に設置されるということを周知・説明させていただいております。また、5月、6月の定例の校園長会でも報告させていただきながら周知を図っており、今週の定例の校園長会でも周知させていただきます。

委員長、申しわけございません。裏面の説明がもれておりました。

委員長 それでは、裏面を説明してください。

指導室長 「区立小学校の通級指導学級(言語障害・難聴)の設置」について、資料3(裏面)により報告。

委員長 他区からも児童の受け入れを行うのですか。

指導室長 実は本区におきましては、文京区の小学校で受け入れていただいた経緯がございます。逆に近隣区において、受け入れが困難な状況になった場合には、まず、本区の子どもたちを就学させ、学習させる環境を整えた上で、もし余裕があるという状況であれば、学校とも連携を図りながら、受け入れを検討していくことは大事な事かと考えております。

委員長 それでは、引き続き、(4)について報告をお願いします。

図書文化財課長 「平成25年度埋蔵文化財発掘調査等の実績報告」について、資料4により報告。

委員長 文化財の保存に関してですが、戦後70年近くたってきている中、戦後の産業文化財というものも目まぐるしく変化を遂げています。たとえば活字を使った印刷技術から今はパソコンやインターネットの普及という社会的に急激な変化をもたらしています。そういった場合、地場産業の文化財という観点からの保存という考え方はあるのでしょうか。

図書文化財課長 産業文化財の保存についてですが、今回の報告は文化財保護法に基づく、埋蔵文化財の報告であるため直接は関係ありませんが、委員長のご意見は戦後、70年を経過する中で、いわゆる歴史的な価値を有しているものの保存という考え方についてのご意見かと存じます。確かに長い歴史の中で価値あるものが散見されているところでございます。そうしたものにつきましては、郷

土天文館の学芸員に物を見させてもらいながら、非常に区民文化財として有益であるものにつきましては、登録させていただいているところでございます。

委員長 それでは、引き続き、(5)について報告をお願いします。

子育て支援課長 「幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策」について、資料5により報告。

委員長 質問等ございましたらお伺いいたします。

竹田委員 全般的なニーズについて、その推定値の正確性とそれに対してどのくらいの幅で対応していくのかという見込みをどのように考えていますか。

子育て支援課長 基本的に国のほうでは潜在ニーズという、いわゆる今利用していない方の今後利用されるニーズというものを取り込んでおりまして、そのために今回のニーズ調査の中では、今働いている方の数字をまず出して、その後には今後働きたいと思っている、例えばお子さんが3歳になったら働きたい、1歳になったら働きたいという数字を割合として出して、それを基礎数値に移行させております。その潜在ニーズを含めた数値を基礎として割合を出し、今回お示ししている、薄黄色のところを出している必要量という形になってございます。そのため、ある部分はかなり大きく出ている、また、ある部分では不足していると思われるところ、そのへんが各ニーズの調査においてあるのですが、実績等を含めて一部を修正させていただきつつ、調整させていただいております。

先ほど申し上げたとおり、人口推計がかなり大きく影響しますので、できる限り直近の数字を使って、乖離があるものについては修正させていただきながら、導き出している数字になってございます。

竹田委員 流出入の傾向もある程度は見込んでいるのですか。

子育て支援課長 見込んでおります。ただし、29年度が中間年になりますので、その時点が一つの見直しの視点になると考えております。

竹田委員 素朴な疑問ですみませんが、新制度ではパンフレット「なるほどBOOK」に示されている3つの認定区分の必ずいずれかに認定されるということですか。

子育て支援課長 はい、そうです。

竹田委員 認定されないお子さんはあるのですか。基本的には認定されるものなのですか。

子育て支援課長 認定しないお子さんは、3歳未満で家庭で保育されている場合は認定はありません。3歳以上のお子さんについては認定されます。

竹田委員 必ず認定されるのですか。

子育て支援課長 基本的に認定します。ただし、無認可の幼稚園ですとか新制度に移行しない

幼稚園など、認定の必要はありませんので、希望がない限り認定は行いません。

竹田委員 何でこのような質問をさせていただいたかという、小1プロブレムの問題などを考えると、前回の教育委員会でも、保・幼・小の連携というものを教育委員会として意識していかないといけないという話がありました。そこで、まさに今、ご説明いただいたように、幼稚園よりも保育所に通う子どもが増えていくということになると、幼稚園は教育委員会の管轄で状況の把握ができますが、保育所に通われるお子さんが増えるということになると、教育委員会として、十分に把握できないのではないかという不安があり、そのことは小1プロブレムの解消を考える上では、決してプラスではないと思っています。このような傾向が続いた場合、何をすることが必要なのですか。

指導室長 幼稚園には教育要領というものがあり、保育園には保育指針というものがあります。性格的には保育と教育で施設的にも分かれるわけですが、そこで、まず、連携をとっていくということで、現在、保・幼・小の連絡会を開催しております。その中で、きめ細かく連携を図りながら、就学前カリキュラムなどを活用し、小学校に上がったときに必要なものをしっかりと育てていくということに取り組んでまいります。

竹田委員 民間の保育所が増えてくると、連絡会を開催しても、関係者が出席するところとそうでないところがあると、前回の定例会でも室長からお話がありました。小学校の先生は、保育所出身、幼稚園出身は関係ないわけで、情報ギャップや対応ギャップみたいなものが生じないようにする必要があるのではないですか。

指導室長 竹田委員がおっしゃったように、これはほんとうに必要な部分だと捉えております。現在は、連絡会として3地域で開催しておりますが、もう少し細分化していくとか、あるいは保育園の保育士が出席するのが難しいのであれば、小学校の先生が出向いて聞き取りに行くとか、そういうことも柔軟に対応しながら、今後の展開を考えております。

子育て支援課長 私立の認可保育所や認証保育所には、子育て支援課からも基本的に連絡会には出席するように働きかけを行っております。中央区の私立の認可保育所は、園庭がとれないところが多く、小学校の校庭を借りるなど、教育委員会にはご協力いただいております。そのような関係からも、きちんと顔つなぎということからも連携できるよう、こちらからも指導していきたいと考えております。

竹田委員 今の説明で私はわかりましたが、小学校の先生に聞くと、幼稚園の場合はパブリックなチャンネルとしてストレートに子どもたちの情報が入ってくる

のですが、保育所からの情報が入りにくいようです。保育所の方から言いづらいことや、保護者が何か、直接就学する小学校に伝えたり、要望したりできる方法があると良いと思うのですがいかがですか。

個人的な意見ですが、私は教育委員として幼稚園しか見ていないという現状があると思っています。頻繁に全部に目を配るということはできないと思いますが、幼稚園以外の保育施設に対して、教育委員が視察をさせていただく機会があるといいと思っています。

子育て支援課長

保育園と幼稚園は、比較的交流をしているところがございます。そのような形で地域では5歳児から小学校の1年生ぐらいまでは一緒に遊んでおります。特に保育園児は卒園後、分かれてしまうところもあつたりしまして、なるべくどこの学校にもなじめるように対応していただいています。また、幼稚園からもいろいろご協力をいただいておりますので、先ほどの連絡会のあり方も含め、どのようにしたら良いのか、考えていきたいと思っております。

中央区には保育所型のこども園や、純粹に保育所もございます。視察については、ぜひ見ていただきたいと思えます。また、私立の保育園もイメージしづらい面があると思えますので、ご相談させていただき視察の計画を立てていきたいと思えます。

窪木委員

小・中は義務教育ですけれども、幼稚園は義務教育ではありません。一方で、親が就労している場合に保育所というものが出てきたという流れの中で、就労している親も自分の子どもに幼児教育を受けさせたい。幼稚園に入園させたいけれども、送り迎えが早過ぎて保育所に預けているといった場合に、自分は働かざるを得ないため、保育所に入れ、教育の機会が失われていると思う親もいるかも知れませんが、その点の公平感をどうするのかという質問をすると、おそらく答えとしては、そのためにこれまで保育所に対する支援を行ってきており、教育的な面からも、あるいは予算措置の点からも、そして人員のサポートもやってきており、今回の法改正等もその一環でありますというのが回答になるのでしょうか。

子育て支援課長

保育所でも最近幼児教育というニーズがございます。保育指針にも実際には教育的な要素がかなり入っております。幼稚園の教育とほとんど変わらない内容になっています。先生から子どもたちを見ても、1年生で環境に慣れればあっという間に、追いついてしまうようです。幼稚園と保育園で大きな差が出るのかという部分はあるようですが、先ほど言った幼・保と小学校を含め連携を図り、連絡会の中でこういった教育的な要素を保育園に盛り込めるのかということについて、教育委員会のご協力をいただき研究していければと思っております。

鈴木委員

制度はそれぞれ立派にでき上がってきていると思えますが、最初に子ども

をどこに預けたかという、そのことによって少なくとも小学校6年生までの環境が決まってしまう。中には親の仕事の都合で、渡り歩いていかなければいけないお子さんも出てくると思います。

それは大人の都合であって、子どもたちはそこに行ったらその環境に合わせて一生懸命やっていくと思いますが、一番肝心かなめのそこで預かっている現場の先生や保育士たちが、そのお子さんについてきちんと状況を把握し、お互いに情報交換して預かるという連携ができていなければ意味がありません。義務教育で小学校・中学校の現場の先生がその前の育てられ方によって、教育を受けさせようとしても受けられないような状態になるという場合もあるので、設備も制度もそうですけれども、一番大事なのはそこで預かっている現場の先生たちが、どれだけそういう連携を発揮できるかということが、大切ではないかと思います。

指導室長 鈴木委員がおっしゃったとおりでございます。最終的には家庭の子育て、子どもと直に向き合う保育士、そして教員がしっかりと連携を図ることが大切になります。そういうことを含めて、これからも連絡会という名称ですけれども、その中で研究とか指導の手だてなどについて充実していくということを推進してまいります。

窪木委員 資料5-4「地域子ども・子育て支援事業の確保方策について」の16頁のファミリーサポートセンターについてですが、最近ファミサポの活動を知るようになったのですけれども、もちろん年度によって増減はありますが、活動件数をみると、直近の25年度が減っているようですが、何かお心当たりはありますか。

子育て支援課長 活動件数の減少についてですが、一時預かりなどの事業が減ってきたというのが一因として考えられます。特に京橋こども園ができた関係で、トワイライトステイとか夜間の預かりなどの利用がかなり急増しております。日本橋地域では一時預かりのニーズが多かったんですが、京橋こども園ができて25年度は件数が落ち着いたのではないかと考えられます。

あとは、会員さんと希望されている利用者とのマッチングがうまくいっていない面があるのではないかと。申し訳ありませんが、その辺については、詳しくないのですが、状況としては全体の制度が充実した部分があるのかというように感じております。

委員長 いずれにしても、今後、教育委員会と福祉保健部子育て支援課とは一生懸命、連携を図り考えていかなければならないと思います。

ほかに質問がないようですので、子育て支援課長さんには退席していただいて結構です。どうも本日はありがとうございました。

(子育て支援課長 退席)

委員長　　それでは、引き続き（６）について、順次報告願います。

庶務課長、学務課長、指導室長、図書文化財課長　　意見・要望について、資料６により報告。

委員長　　ただいまのそれぞれの報告につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

質問はないようですので、本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたら、お伺いをいたします。

それでは、私から１点ご提案をさせていただきます。私ども教育委員は、これまでも開かれた教育委員会を目指しまして、まちかど教育委員会の開催や、定例会への傍聴、ホームページでの情報発信など、さまざまな取り組みを行い、教育委員会活動の情報公開に努めてきたところであります。

定例会における傍聴につきましては、これまで傍聴の方々への資料の提供は行っておりませんでした。傍聴者に定例会における審議内容をより理解いただけるよう、本区区議会と同様に、傍聴時に資料を提供し、退出時に回収するという方法で、次回８月の定例会から資料の提供を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。なお、個人情報等が含まれる資料などは非公開といたします。意見等ございましたら、お伺いいたします。

（「なし」の声あり）

委員長　　ご意見がないようですので、傍聴者への資料の提供は８月から実施させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これで本日の委員会を閉会いたします。

午後３時２０分　松川委員長閉会宣言

署名委員